

高石市営富木第二住宅
附帯駐車場を使用した
時間貸駐車場事業者募集要項

令和８年８月

高 石 市

土木部都市計画課

目 次

1 公募物件・要件について-----	1 ～ 2
2 応募資格要件-----	3
3 応募申込手続-----	4
4 価格提案書の提出及び審査-----	5
5 その他-----	5
6 本件募集に関する問合せ先-----	5
事務フロー図（本件公募事務手続きの流れ）-----	6
応募申込書（様式1）	・ ・ ・ ・ ・ 別添
誓約書（様式2）	・ ・ ・ ・ ・ 別添
質疑書（様式3）	・ ・ ・ ・ ・ 別添
価格提案書（様式4）	・ ・ ・ ・ ・ 別添
担当者名簿（様式5）	・ ・ ・ ・ ・ 別添
駐車場位置図	・ ・ ・ ・ ・ 別添
行政財産使用許可申請書（案）	・ ・ ・ ・ ・ 別添

高石市営富木第二住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 公募物件・要件について「下記項目のとおり」

- ・募集は、今後予告なしに中止する場合があります。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び高石市公有財産規則（平成7年3月24日規則第5号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。
- ・運用予定範囲については、基本別添駐車場位置図に記載の7区分とし、その他設備も含め、事業者の必要とする面積を行政と協議するものとし、応募にあたり当該運用範囲の変更は認めないこととします。
- ・公募物件は現状有姿（機器等の設置に係る最小限の構造物等の築造等を除く）にて使用許可するものであり、事業者の責任において現地状況及び周辺の交通状況・規制等を確認のうえ応募してください。なお、別添駐車場位置図と現地状況が相違する場合は、現地状況が優先します。
- ・路面アスファルト（コンクリート構造物等を含む）の「はつり」は簡易な工法は可とし、原則として、露出配線及び最小限のアンカーボルト留めによる施工とする。
- ・運用範囲内の路面の表面加工が剥離等した場合は、安全に運用できるよう事業者の負担にて速やかに補修を行うこと。
- ・今回募集する区画の時間貸駐車場は、利用車両を捕捉する機器を設置しないフラップレス・ロックレス方式を採用することとし、駐車場利用者の公平性を担保し、場内秩序を維持する観点から、時間貸駐車場に防犯カメラを設置してください。撮影範囲については、原則として、使用許可区画の全部、（料金精算機）、使用許可区画に面して利用車両が通行し得る前面車路をカバーするものとしてください。また、運用による電気料金等は、子メーターの設置等も含め事業所負担とする。
- ・使用許可する区画の運用範囲内において、迷惑行為や犯罪の発生を本市ないし本市が指定するものが認識した場合など、状況に応じて防犯カメラの画像の提供を求めることがあり、その場合、事業者はその求めに応じるものとします。
- ・市営住宅内の時間貸駐車場に設置する防犯カメラの管理責任者は事業者とし、不法駐車を取り締まりに使用することを原則とする。
- ・使用許可した時間貸駐車場事業に係る問い合わせ及び苦情等への対応、不正利用等に係る対応については事業者が負うものとします。

- ・使用許可した時間貸駐車場の利用車両に係る高石市営富木第二住宅敷地内での事故等については、当該関係車両の特定及び事務連絡等の業務全般に係る対応について、事業者が責任をもって対応するものとします。
- ・今回募集する時間貸駐車場は、原則現状にて使用許可するものであり、不具合等がある場合は安全に利用できるよう事業者の負担により整備を行い運用してください。
- ・入庫の際に利用者が確認するための満車・空車表示は、現地見通しがいい環境下にあることから設置は不要とします。
- ・使用許可後に市営住宅敷地内で本市工事等の実施に際し、使用を許可した駐車区画が支障となることが判明した場合は、工事を優先し使用許可の一時中止をすることがあります。その際の使用料等は、1ヶ月未満の使用の日割り計算は、1ヶ月を30日とします。
- ・今回募集する時間貸駐車場使用料等は、7区画当たり、約90㎡の使用料分と運営管理協力金の合計金額となります。
- ・価格提案方法は一般競争とし、入札額は行政財産使用料相当分を除く運用管理協力金の金額とする。

(参考) 令和7年度駐車場一時使用にかかる行政財産使用料分は1㎡あたり年額2,160円

運営管理協力金の年間最低価額は、304,000円/年とし、入札額は消費税及び地方消費税を除いた額とする。

- ・使用料等の支払い方法は、今後の市営住宅駐車場の利活用の推進を図る手法及び駐車場経営を考慮し、行政財産使用料金と運営管理協力金を毎月の部分支払いといたします。
- ・保証金については、過去2年の間に公共団体等が募集した同種事業の実施が認められる事業者を選別するため、保証金は免除といたします。
- ・使用許可の期間は、事業者決定後に市と協議の上、決定日から令和9年3月31日までとし、条件等を変更しないことを原則に、最長、令和11年3月31日までの間、年度毎に更新できるものとする。なお、更新しない場合は、許可期間終了日の3ヶ月前までに書面にて意思表示するものとし、更新する場合は、許可期間終了日30日前までに書面にて申請するものとします。また、最長期間後の更新は、当初手続きと同様に実施するものとする。
- ・使用許可の期間が満了を迎える場合(更新が可能な場合を除く)は当該許可期間内に、または許可が取り消された場合は、本市指定の期限までに事業者の費用負担により、原状回復することとするが、特に本市が認めた場合は、この限りではありません。

2 応募資格要件 *応募資格を有する者は、次の要件をすべて満たす法人とします。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 時間貸駐車場運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、過去2年間に公共団体等が募集した同種事業の実績を有している者であること。
- (3) 国税及び高石市税の未納がないこと。
- (4) 高石市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。

※高石市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。

※高石市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

- (5) 法人の役員及び社員等が、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 本市が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

3 応募申込手続

(1) 申し込みに必要な書類

- ① 応募申込書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2） 両面印刷にすること

※ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印で割印すること。

- ③ 印鑑証明書
- ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限る。）
③及び④については、発行後 3 か月以内のものに限ります。
- ⑤ 国税及び 高石市税（高石市内に本社・事業所等がある場合に限る。）の未納の税額がないことの証明書の写し、国税は納税証明書（その 3）に限る。
- ⑥ 事業概要（任意様式で可）
（ア）会社概要等（創業日、事業内容、実績等がわかるもの）
（イ）直近の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- ⑦ 土地利用計画図（任意様式で可）

土地利用計画案について、運営予定区画及び時間貸の運営方式 例：フラップレス方式、ロックレス方式）などが確認できるものであれば可とし、その他、機材・看板、防犯カメラ等の配置レイアウトなどの記載とする。

(2) 申し込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類を次の受付場所に直接持参してください。

（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

<応募申込書の受付期間>

令和 8 年 8 月 2 0 日（木）から 令和 8 年 8 月 2 8 日（金）まで

午前 9 時から午後 5 時 3 0 分（土・日・祝日は受付を行いません。）

<応募申込書の提出（持参）場所>

〒 5 9 2 - 8 5 8 5 高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号 高石市役所 本館 2 階
高石市土木部 都市計画課 住宅政策係

(3) 応募にあたっての留意事項

- ① 価格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 提出された応募申込書の内容が本募集要項に反する場合は 受付を取り消します。
- ③ 応募受付以降に応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、申込受付を取り消しますので価格提案を行うことはできません。

(4) 本募集要項に関する質問について

本募集要項に関する質問は、質疑書(様式3)にて郵送又は電子メールにて提出してください。 質疑書以外での質問は受け付けません。

質問に対する回答要旨は高石市ホームページ「ホーム・各課のご案内・土木部 都市計画課住宅政策係 担当業務案内・高石市営富木第二住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場事業者の募集について」のページ末尾に掲載します。

質問受付期間 令和8年8月5日(水)から令和8年8月14日(金)午後5時30分まで

電子メール送信先 jjyusei@city.takaishi.lg.jp

質問回答予定 令和8年8月20日(木)午後5時頃予定

4 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和8年8月20日(木)から令和8年8月28日(金)午後5時30分まで

- ・提出の受付時間と提出先は応募申込書と同一とし、応募申込書と同時提出も可とします。
- ・応募資格審査を実施し、適合となった者の内、最も高い価格を提案した者を事業者とします。
- ・価格提案審査 結果通知：令和8年9月4日(金)までに、個別に通知します。
※審査終了後、決定した事業者の使用許可申請手続き等について説明を行います。

5 その他

- ・使用許可の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担となります。
- ・受付を取り消した場合や、本市への報告文書等に虚偽の内容のあることが判明した場合は、今後、本市が実施する同種の公募案件への参加に制限が課される場合がありますのでご注意ください。

6 本件募集に関する問合せ先

〒 592-8585

高石市加茂4丁目1番1号 高石市役所 本館 2階

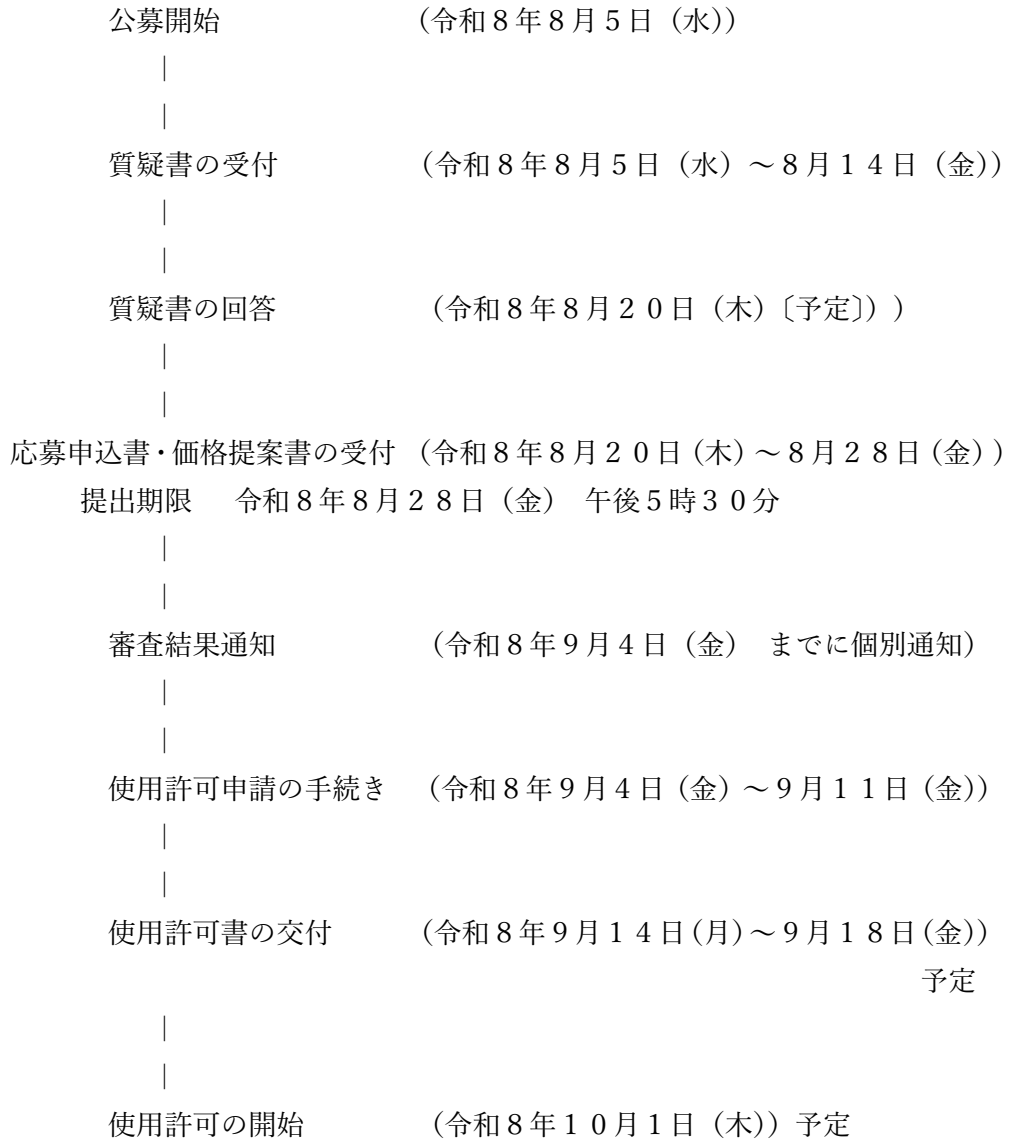
高石市 土木部都市計画課 (住宅政策係)

TEL 072-275-6479

開庁日 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで

<本件公募事務手続きの流れ>



※ 事業者は、使用許可書の交付後、速やかに当該市営住宅住民等に対し
工事と事業の概要についての説明を行ってください。